公益財団法人相模原市スポーツ協会 会長 三塚 康雄 殿

相模原市長 本村 賢太郎 (公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う対応について(依頼)

令和3年7月30日(金)、新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が国から発出されたことを受け、別添「緊急事態宣言に伴う本市の対応について」のとおり、令和3年8月6日(金)から緊急事態宣言の終了までの間、原則として市スポーツ施設を休止することを決定しましたので、次のとおり御対応いただくとともに、種目協会へお知らせくださいますようお願いいたします。

1 市委託事業について

国が緊急事態宣言の期間を令和3年8月31日(火)までとしていることから、 令和3年8月31日(火)までに実施予定の事業について、令和3年9月1日(水) 以降に延期又は中止とするようお願いいたします。

なお、今後緊急事態宣言の期間が延長される等変更があった場合は、緊急事態宣 言終了後の日程となるよう調整をお願いいたします。

2 市スポーツ施設の利用休止等について

(1)市スポーツ施設の利用休止について

人流の抑制のため、8月6日(金)から緊急事態宣言の終了までの間、市スポーツ施設を休止いたします。なお、上部大会参加に係る選手選考のための大会等、特段の事情により延期又は中止が困難な場合については、スポーツ推進課まで御相談ください。

(2)使用料等の還付について

休止したすべての施設において、<u>施設の利用日が令和3年7月31日(土)から緊急事態宣言の終了までの利用</u>について、延期又は中止した場合には、既に納付された施設使用料等が全額還付となります。還付手続きが必要となりますので、御利用の施設管理者へお問い合わせください。

以上

総務・企画班 生井、浮田、沢辺 電話 042(769)9245 (直通)